## 山行管理規程

2020年2月1日改正

- 1. この規定は、会員が行う山行について必要な事項を定めることにより山行が安全に実施され、かつ万一の事故に際し迅速な対応に資することを目的とする。
- 2. 山行とは次のものをいう。
  - 1) 会山行 会が計画し、実施する山行
  - 2) 自主山行 会山行がないときに、会員同士で自主的に行われる山行
  - 3) 個人山行会山行、自主山行以外の山行
- 3. 会山行は、運営委員会及び会山行担当者にて立案・実施する。
- 4. 山行にあたっては、五大原則(企画・立案・計画・準備・実行・反省)に従い、1. 事前に調査、学習 2. 訓練、トレーニング 3. 装備の点検などを行い、安全第一に慎重に実施するものとする。
- 5. 会員は山行計画書を事務局もしくは教育遭難担当会員に提出し、その承認を得なければならない。その際に承認を得る方法を以下の二種類に分類する。
- 1) 一般登山山行(積雪期以外の登山道を使う山行のこと)については、事務局もしくは教育遭難担当会員への山行計画書の提出をもって承認とする。提出は山行の開始前に①クイック登山への投稿、②メール、③書面、④掲示板への投稿のいずれかで行うものとする。なお、①の場合は下山リミット前に掲示板へ返信を、②~④の場合は下山リミット前に留守本部への連絡を必ず行う。
  - ※ ①での提出は日帰り山行に限る。
  - ※ ①の場合留守本部の依頼は不要である。②~④の留守本部は会員間で行う。
- 2) バリエーション山行(沢、クライミング、山スキー、冬山、アイスクライミングなど一般登山以外のもの) について は事前に山行計画書を事務局もしくは教育遭難担当の会員に提出し、承認を得る。ただし、天候などの条件を付ける 場合もあるし、指導や助言をする場合は、従わなければならない(なるべく該当山域の経験があるか、もしくはその 地域に詳しい会員に依頼すること)。
  - ※ 留守本部は事務局もしくは教育遭難担当会員以外の会員でも担当できる(上記会員が兼務できる場合はしてもよい)。
  - ※ 会員以外の人と行く場合(区分では、個人山行に該当)は、少なくとも1週間以上前に、その同行者全員の経験、 力量などを、承認依頼する会員に客観的に説明し、承認を得るように鋭意努力する。
- 6. 事務局もしくは教育・遭難担当会員は、山行の承認にあたっては、慎重に検討し、必要あれば指導、勧告を行うことができる。個人としての承認範疇を超える山行の場合は、運営委員会にて協議する。指導、指摘事項は尊重しなければならない。
- 7. 山行の結果を問わず山行が終了した際は別に定める留守本部に山行が終了した旨を報告しなければならない。また、 計画書記載事項に変更が生じたとき、山行前であれば速やかに留守本部に連絡しなければならない。なお、山域の変 更は再度運営委員の承認を得なければならない。
- 8. 本規定 5. 2) のバリエーション山行について、山行計画書は遅くとも山行を行う直近の例会(もしくは運営委員会) の日までに提出しなければならない。勤務の都合で事務所に来ることできない場合は、メールで添付しての提出も認める。その際には、当該山行のリーダーは留守本部や承認を依頼する会員に対して、事前に電話などで打診し、その後メールでの添付やFAXなどで計画書を送り、検討してもらい、本規定 5 及び 6 の通り指導助言を受け入れなければならない。完成した最終的な計画書は承認者、留守本部担当者に送らなければならない。
- 9. すべての山行終了後、直ちに反省会を行い、すみやかに山行報告をしなければならない。会員がどのような山行をしているか会員全員で共有することが、円滑な「承認」にもつながるので、必ず報告をすること。また、会山行と自主山行の場合は、リーダーは計画時よりブログ担当を指名し、責任を持って山行報告できる態勢をとること。

- 10. 積雪期における単独行は原則として認めないものとする。
- 11. 無届山行は認めないものとする。
- 12. 労山遭難対策基金(以下「遭対基金」という)の主旨を尊重し、原則として5口以上加入しなければならない。
- 13. 条例等により登山届・登山計画書の提出が求められる地域へ入山する際は、その山行のリーダーが関係先へ登山届・登山計画書の提出を行う。
  - ※この規定で定める山行計画書は事務局が会員の山行を管理するためのものであり、事務局へ山行計画書を提出しても、条例等で求められる登山届・登山計画書の提出とはならない。
- 14. 細部にわたっては、その都度運営委員会で協議し、決定する。

付帯事項:規定を怠った山行における事故の責任を会は一切負わない。

以上